

Title	有限責任社員の間接責任
Sub Title	
Author	西本, 辰之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.12 (1919. 12) ,p.1567(31)- 1587(51)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19191201-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

然り而して、我商法の評價規定は此獨逸商法の規定に基かずして、彼の第一草案より淵源したるものなること既述の如くなりとせば、獨逸商法の解釋論に倣ひて我商法の評價規定を解釋せんとするは、誠に當らざるの甚しきものにして此點に根據を有する其會計學者に對する反對論は終に成立す可かざるものなりと謂ざる可からざるなり。即ち余輩が我商法學者より讓歩を希望する所以なるが、若し彼等にして猶ほ第三者の保護を名として是に反對するあらんか、余輩は普魯西亞の委員が前掲の普魯西亞第二草案に附せる趣意書中に於て、斯の如き規定の目的は財産目録及貸借對照表作成の最良方法を商人に示教せんとするものにあらずして、第三者の利益を保護せんとするものなりと説ける事實を指摘して、余輩曩日の議論と併せ讀まんことを切に懇願せんと欲するものなり。

遮莫以上余輩の説く所にして若し商法學者の同意を贏ち得るに足るものあらんか、余輩が會計學者に讓歩を求めたるは決して徒爾ならざりしを見ると共に、兩者和親を通じ得可き大道は茲に開拓せられたるものにして、實際社會の是れに依りて享くる利益も亦た決して少々にして止まらざる可きなり。乃ち茲に之を録して敢て識者の示教を請ふものなりとす。

有限責任社員の間接責任

西本辰之助

第一、學説及び批評

合資會社の有限責任社員は會社に對して出資額の拂込を爲すの義務を負ふのみにして直接會社債權者に對して責任を負はざるや、間接責任説又は有限責任社員は會社に對して出資拂込の義務を負ふと共に會社債權者に對しても亦會社に對する出資拂込義務の存する限度に於て直接其責に任すべきや、直接責任説に就きては我國に於て今日尙議論の存する所にして此論争は合名會社の無限責任社員に關する商法第六十三條が第百五條によりて合資會社の有限責任社員にも準用せらるべきや否やに歸着するものなり。

間接責任説は大正五年大審院判決青木氏會社法論二四一頁以下松波氏改正日本會社法五五〇頁以下志田氏法學志林九卷一一號之を主張し直接責任説は松

本氏會社法講義一七三頁以下片山氏會社法原論二三四頁以下岡野氏法學新報一九卷一〇號鳥賀陽氏京都法學會雜誌一三卷六號之を主張す

本論に於ては先づ兩説の論據を比較論評し最後に吾人の卑見を述べんとす
一、間接責任論者曰く我商法にありては合資會社は法人なり従て會社の債務は會社自身の債務にして之と全然別箇の人格を有する社員の債務に非ず社員が會社の債務に付きて責任を負ふことは變則なるが故無限責任社員に付きては第六十三條の規定あるも有限責任社員に付きては斯の如き規定なきか故直接責任を負はずと(青木氏前掲松波氏前掲)之に對し直接責任論者曰く會社が法人なる場合にも社員が會社に對する出資義務と會社債權者に對する直接責任とは兩々併立して相妨ぐるものに非ず(松本氏前掲)又曰く論者は社員が會社債權者に對して直接責任を負ふを以て變則なりと云ふも此變則は合名會社の特質を成すものにして合資會社にありても亦同じ有限責任社員は其責任負擔の範圍が有限なるも右の特質を失ふことなし論者は第六十三條を以て變則的規定と解するも同條は直接責任を認むることを目的とするに非ずして直接責任を前提として其責任の連帶

なること、其履行時期とを定むるを目的としたるものなり假に一步を譲りて同條を變則的規定なりとするも合資會社に付きては特別の規定なき限りは一般的に合名會社に關する規定を準用すべき旨を明言するが故に(第一〇五條)其性質の許容する限りは合名會社の規定に従ふべきや勿論なり既に無限責任社員が外部に對して直接責任を負ふものとすれば之と相共に合資會社を組織する有限責任社員は同じく外部に對して直接責任を負ふ意味を示すは當然に非ずや(鳥賀陽氏前掲)又曰く社員をして會社債權者に對し直接責任を負はしむるには明文を要すとするも合資會社の有限責任社員に付きて明文なしと斷言するを得ず明文の存するや否やは第六十三條が第五條によりて有限責任社員にも準用せらるゝや否やによりて定まるものなるが故論者の説は問を以て問を答へたるものに外ならずと(片山氏前掲鳥賀陽氏前掲)

法人と其社員とは別箇の人格にして法人の債務を以て直ちに社員の債務なりと云ふを得ざる以上は社員が法人の債權者に對して直接に責任を負ふは變則なること争ふべからずと雖も其變則の存在し得べきことも亦之を認めざるべからず

然れども變則の存在は之を主張する者に於て之を證明せざる可らず單に變則が存在し得と云ふのみにては變則の存在を推論するを得ず合資會社の有限責任社員は特に明文無き以上は直接責任を負ふものと云ふを得ず斯の如き明文の存すること換言すれば第六十三條が有限責任社員に準用せらるゝことは直接責任論者に於て之を證明せざる可らず合資會社が法人なることは間接責任論の積極的論據に非ざるも少くとも之が爲め舉證責任が直接責任論者に負はされたるものと云ふを得べし前掲直接責任論者の駁論に於ける出資義務と直接責任とは兩々併立して相妨ぐるものに非ずとは變則の存在し得べきことを説くのみにして存在することを説きたるに非ず又直接責任は一般法人に付きては變則なるも合名會社及び合資會社のみに付きて云へば其特色をなすものにして第六十三條は此特色を前提としたる規定なりと云ふは不可なり直接責任は合名會社の特色なるは勿論なるも之が爲めに一般法人の場合に對する變則なることは拒むべからず然かも此變則的特色は如何にして合名會社に與へられたるか變則的特色を有する合名會社は法律の創制に係る以上變則的特色其物も亦法律に基きてのみ存在

得べきものなり従て第六十三條の規定なくして法人たる合名會社の社員の直接責任を論決するを得ざるなり合資會社に就きても亦然り第六十三條が有限責任社員に準用せられずとすれば其直接責任を肯定するに由なし又合資會社には特別の規定なき限りは一般的に合名會社に關する規定を準用すべき旨を明言するが故性質の許す限りは合名會社の規定に従ふべきは勿論なりと雖も其所謂性質の許すや否やが問題なり第六十三條を有限責任社員に準用することによりて同條を無限責任社員に適用すると同一の目的を達し得べきやは研究の餘地あり此點に付ては後に述べべし

二、間接責任論者曰く第六十三條は合名會社の社員は會社財産を以て會社の債務を完済する能はざる場合に各社員連帶して其責に任ずべきを規定せるものなり其會社財産には出資請求権をも包含するが故會社財産を以て會社の債務を完済する能はざる時は既に有限責任社員が出資義務を履行したる後ならざる可らず然らば即ち第六十三條は有限責任社員に適用する餘地無しと(青木氏松波氏志田氏前掲)之に對し直接責任論者の説に曰く間接責任論者は第六十三條の解釋を誤

れり同條に會社財産を以て會社の債務を完済する能はざるときとは會社財産を以て現實に其債務を辨済して尙不足の生じたる時を云ふに非ずして計算上會社の總債務が總資産に超過したる場合なるが故社員が其出資義務を履行する以前に於て第六十三條を適用し得る場合ありと松本氏片山氏烏賀陽氏前掲會社財産を以て會社の債務を完済する能はざる時の意義に關しては直接責任論者は何れも右の如く債務超過と解し間接責任論者の中或は直接責任論者と同じく債務超過と解するものあり(四〇年大審院判決)或は之を以て事實問題なりとするものあり(青木氏前掲一五四頁)或は現實不能と債務超過との折衷説をなすものあり(松波氏前掲三五五頁第六十三條の解釋に付きては吾人別に説ありと雖も茲には之に論及するを要せず債務超過説を採る時は此場合の間接責任論者の論據を失ふのみならず事實問題説も亦必しも完済不能を以て出資拂込後に限るとなすに非ざるべきを以て間接責任の論據と爲すに足らず且つ完成不能の意義に關して議論の存することが既に間接責任論の根據として頗る薄弱なるものたらしむ

三間接責任論者曰く有限責任社員の性質は此社員をして直接責任を負ふことな

からしむ有限責任社員は財産のみを以て出資の目的となし得べく業務又は信用を出資と爲し得ざる者なり即ち會社の外部に對するを忌む者なり又有限責任社員は會社の業務を執行し或は會社を代表するを得ず隨て第三者と直接關係に立たざる者なり此等の點に於て第三者と直接關係に立たざればとて出資の點に於て直接關係に立ち得ざるの理なしと云ふを得んも之に依りて有限責任社員の内部的の人たるを知り第三者に對して直接責任を負はざることを推解し得るなりと(松波氏前掲)之に對し直接責任論者曰く有限責任社員が所謂外部に現はるゝを忌むは其責任が有限なるが爲めにして間接なるが爲めに非ず責任の有限無限の區別と直接間接の區別とは全然別箇のものなり(片山氏前掲)又曰く無限責任社員と雖も財産のみを出資し代表權を有せざることを得べく取締役の如きは代表權を有するも會社債權者に對しては全然責任を負はず即ち所謂外部的人たることと責任の有無及び直接間接とは相關する所なしと(烏賀陽氏前掲)此點に關しては直接責任論者の駁論を以て正當とすべし法律が有限責任社員をして所謂外部的人たらしめざるは其責任の有限なるに因る社員が無限ならば其直接

と間接とに係はらず是によりて債権者の利益を保護するを得べきも之に反し有限なる場合には假令責任が直接なるも之によりて債権者の利益を保護するに足らず法律が其直接責任間接責任なる語を用ゐずして常に無限責任及び有限責任なる語を用ゐて二種の社員を區別したるによりて見るも有限責任社員が所謂外部的の人たらざるは其責任の有限なるが爲めなるを知るべし

四、間接責任論者曰く有限責任社員に對し第六十三條の適用ありとすれば有限責任社員は他の社員と出資義務の存する限度に於て連帶責任を負ふ即ち一種變體の連帶を認めざるを得ず斯の如きことを認むるものとすれば法律は尙詳細なる規定を此點に關して設くべかりしなりと(志田氏松波氏前掲)之に對し直接責任論者は曰く連帶は必しも同一限度なるを要せず相異なる限度に於て連帶するは連帶の本質を害せず之を變體と稱するも稱せざるも結局本問題を解決するの根據と爲らずと(片山氏前掲)此駁論も亦正當なり

右の如く間接責任論者の積極的論據は悉く直接責任論者の爲めに論破せられて餘す所無し然らば直接責任説可なるか曰く然らず以上擧げたる所は第六十三條

は有限責任社員に適用無しとの積極的理由の不備なるを示したるに止まるものにして之を以て同條は有限責任社員に適用ありとの理由と爲すを得ず直接責任論者自ら其積極的理由を明示せざる可らず

一、直接責任論者には外國の立法例及び學說に於て直接責任説を採る者多き事實を引用して其説の根據と爲さんとする者あり(松本氏烏賀陽氏前掲)然れども獨逸にありては有限責任社員が直接責任を負ふことの明文あり斯の如き明文の有無自體が問題となれる我國に於て範となすに足らず況して合資會社が法人に非ざる獨逸にありては社員が直接責任を負ふべきこと法理上當然なり佛蘭西にありては學說合資會社の法人なることを認むるに係はらず社員が直接責任をも認むると雖も其論據を詳にせず伊太利亦然り然れども我國に在りては理由の備はらざる外國の學說判決例に盲從するの要なし

二、直接責任論者曰く我商法は有限責任社員に關して直接の規定を爲さずと雖も合名會社の社員株式會社の株主及び株式合資會社の無限責任社員又は株主の責任に關しては悉く明瞭なる規定を存するが故に(六三、一〇五、一四四、二三六第二項)

獨り合資會社の有限責任社員の責任のみに關する規定を缺くものと解すべからず第六十三條の規定は有限責任社員が會社に齎すべき出資額を限度として等しく有限責任社員にも準用せらるべきものたり(一〇五條)と(松本氏前掲)然れども法律の無缺陷を主張し法律が或場合に就きて規定を設くるときは之に相當せる他の場合に就きて必ず規定を設くべきことを認むれば即ち止む苟くも法律に缺陷の存することを認むる以上他の社員又は株主の場合に付きて規定を設けたるに有限責任社員に付きてのみ之を缺くの理由無しと云ふを得ざるべし況んや法律に缺陷の存することは近世學者の等しく認むる所にして自由法説の如きも亦此事實を根據として唱へらるゝに於てをや又論者は株式會社の株主の責任に付きて明瞭なる規定ありと論ずるも第四百四十四條は決して明瞭なる規定に非ず同條に曰く「株主ノ責任ハ其引受け又ハ讓受ケタル株式ノ金額ヲ限度トス」と此規定の何處に株主は間接責任を負ふとの明文を發見し得べきか此規定のみによりては反對に株主は其引受け又は讓受けたる株式の限度に於て直接責任を負ふとも解し得べきに非ずや株主の間接責任は第四百四十四條より論決すべきものに非ず

して法人を社員との本來の性質より論決せざる可らず即ち社員は一般に法人の債務に付き直接責任を負はず而して株主に付きて亦直接責任を負ふことの明文なきが故間接責任を負ふものと解せざる可らず第四百四十四條は決して株主の間接責任を認めたる規定に非ざるなり

三直接責任論者曰く有限責任は無責任と對立するものにして均しく外部關係上の觀念を示すものなり斯の如く解して始めて合資會社の性質を了解するを得べし(一〇四條)是の故に理論を極端に推すときは例へば出資額千圓の有限責任社員をして外部に對して一萬圓或は五百圓の限度に於て責任を負はしむるも支障なかるべき筈なり但た我商法上の解釋としては出資額を登記せしむるに徴して出資額を以て責任の限度と解するの止むを得ざるを見るのみ此結果として内部の出資額を責任の限度なりとするも之が齎出を實行したりや否やは外部の責任關係に於ては本來之を願みるの必要なきを純理とす商法が株金の拂込に付ては登記を命ずるに係はらず出資の履行に付ては登記を命ぜざるに徴するも其理の一端を窺ふに足るべし由是觀之有限責任社員之責任は矢張り會社債權者の直接

の目的たり得べきものなるを知るべしと(片山氏前掲然れども有限責任は無限責任と對立するものなりとは文字上の遊戯に過ぎず有限責任無限責任なる語は便宜上之を用ふるのみにして文字の上に於て對立するも實質上相對立するものと解するは誤れり法律上此二語を對立せしむるが如しと雖も之を以て雙方共に直接責任を表はすものと解すべからず若し有限責任を直接責任なりとすれば否外部關係上の觀念なりとすれば株式會社とは其資本を株式に分ち且社員の責任は有限にして會社債權者に對して責任を負擔せざる會社なり(同氏二二七頁)と説明するは矛盾にあらずや要するに有限責任なる文字によりて其直接責任なるや間接責任なるやを決せんとするは誤れり又論者は内部の出資額を責任の限度なりとするも之が醸出を實行したりや否やは外部の責任關係に於ては本來之を顧るの必要なきを純理とすと論す然らば有限責任社員は出資を醸出したるに係はず尙會社債權者に對して出資額だけの責任を負ふものなりや烏賀陽氏(前掲六二頁)も亦有限責任は無限責任に呼應する名稱として會社債權者に對して直接責任を負ふものと解するを正當とすと論ずるも是又右に述たるが如く文字上の遊戯

に過ぎず一方が直接責任にして他が間接責任にても相呼應する名稱たるを妨げず例へば株式合資會社の無限責任社員に對し株主は有限責任を負ふと云ふが如し

四、直接責任論者曰く現行の法典上合資會社の各社員の責任の有限無限を以て登記事項とし且出資の價格の記載を強要する所以のものは(一〇七條)第三者の利益を保護するが爲めにして會社債權者に對して直接責任を負はしむるの精神を窺知するに難からざるなりと(烏賀陽氏前掲六二頁)然れども社員の責任の有限無限を登記せしむるが故有限責任は直接責任なりと云ふは正當にあらず若之を正當なりとすれば假に有限責任が間接責任なりとせば登記の必要なきか登記は有限無限を區別せんが爲めにして其責任の直接なると間接なるとを問はざるなり又出資額を登記せしむることは會社資本の總額を公示すると共に各社員の出資減少に對し債權者を保護するの必要に出でたるものにして直接責任とは何等相關する所なきなり

五、直接責任論者曰く第一百五條は廣く一般的に特別規定を設くる外合名會社に關

する規定を準用すと定むるが故有限責任社員之責任も亦第六十三條之準用を受くるものと解するを普通とせざるべからず若し之が準用なしとすれば之が準用を除外すべき強固なる特別理由を明かにすることを要すと(烏賀陽氏前掲五五頁)この議論は要するに舉證責任の争に過ぎずと雖も簡單に吾人之意見を述べんに第六十三條は合名會社の社員即ち無限責任社員之特質を規定したるものなり無限責任社員と法人の他の種類の社員との差別は實に第六十三條に依りて定まるものと云はざる可らず合名會社には他の種類の社員を容れざるが故第六十三條は他の種類の社員に適用せらるべきことを豫想せるものに非ず専ら無限責任社員に關するのみならず無限責任社員を創設するの規定なり斯の如く法が専ら無限責任社員之特質を定め之を創設するを目的としたる規定を有限責任社員に準用せんとするは根本的に誤れり合名會社の社員に關する他の規定ならば之を有限責任社員に準用し得べしと雖も無限責任社員之本質其ものに關する規定を準用するを得ず此規定は實に事物之性質上有限責任社員に準用するを許さざるものに屬す之をしも尙準用せんとする直接責任論者は自ら強固なる特別理由を明

かにすることを要するものと云ふべし

第二 卑見

右の如く兩説は何れも確乎たる論據を缺き徒らに外國の立法例學説を尊重する盲從法學或は附々+法學附屬+附屬と信する形式法學の弊を遺憾なく暴露したるものと云ふべし吾人は茲に眼を單調なる文字遊戲より轉じて直接責任説の效果に就きて考察せん

一、直接責任説によれば有限責任社員は會社に對し出資義務を負ふと共に出資義務の存する限度に於て會社債權者に對しても直接に責任を負ふものなり然らば會社が出資義務の履行を催告し會社債權者は直接自己に履行せんことを請求するときは社員は何れに對して履行すべきや無限責任社員ならば雙方に對して履行すべきは當然なるも有限責任社員は出資義務を履行すれば直接責任も亦消滅すべく會社債權者に履行すれば會社に對して求償權を行使し之と出資義務とを相殺するを得べきが故雙方に對して履行するの義務無し然らば何れに對して履行すべきか債權者に對して履行すべきものとせば然らずとも完済不能の狀態に

在るに益以て會社の他の債權者を害すべし會社に對して履行すべきものとせんか直接責任の効果の大半は消滅するものと云はざる可らず一二の敏捷なる會社債權者を利せんが爲め他の債權者に不利益を被らしめんか將た直接責任の効果を実質上烏有に歸せしめんか直接責任論者果して何れを選ばんとするか

二、數人の債權者が同時に履行の請求を爲したるときは何れに對して支拂ふべきや請求の前後に依るか辨濟期の前後によるか將た全然是等に關係なく社員の選擇により或は請求を爲したる債權者を措て全く請求を爲さざる債權者に辨濟を爲すを得べきか無限責任社員は會社に完済不能の事實存する以上は右の場合に請求を爲したる總ての債權者に辨濟を爲さざる可らずと雖も有限責任社員には斯の如き義務なきが故右の疑問を生ずべし

三、合資會社が破産したるときは破産法の規定に従ひ會社財産は債權額に應じて債權者に分配せらるべく是によりて各債權者は公平に辨濟を受くるを得べし然るに有限責任社員は直接責任を負ふものとすれば會社破産後も尙會社債權者に對し直接に辨濟するの義務ありや獨逸商法第一百七十一條第二項は此點に付きて

規定し此場合には債權者の權利は破産管財人が之を行使すべきものとせり斯の如き規定なき我商法にありては如何に解すべきや不公平も亦止むを得ずとして破産法の精神を無視せんか將た明文の存せざる所に強て法を作り此場合のみは直接責任の例外なりと解せんか

四、有限責任社員は金錢以外の財産即ち所謂現物を以て出資することを得るは勿論なり此場合に於ける直接責任の意義如何現物出資を爲す社員は其現物を出資するの義務を負ふのみにして之に相當する價格を金錢を以て拂込むの義務を負はず然らば有限責任社員の直接責任を認むるときは現物を出資したる社員は現物を以て會社債權者に對し其責に任すべきか將た現物の價格に相當する金錢を以て責に任すべきか

五、直接責任論者は大審院と共に第六十三條の完済不能を債務超過と解すること既に述たるが如し此解釋を採用すれば第六十三條の精神は社員に無限責任を負はしむるによりて會社財産の不足より生ずる債權者の損害を防止せんとするに在ること疑を容れず會社財産が債務よりも少きときは債權者の何人か損失を

被らざるを得ざるが故社員に無限責任を負はしめ以て債権者の損失を無限責任社員に轉嫁せんとするものなり然るに有限責任社員に第六十三條を準用するによりて果して此立法上の主旨を達成し得べきか乞ふ左の例に見よ

無限責任社員にして出資義務の残存せざる者甲及び有限責任社員にして五〇〇〇圓の出資義務の残存する者乙より成る合資會社が左の如き資産状態を有するものと假定せん

負債者 A	5,000	現物	5,000
負債者 B	6,000	乙に對する 出資請求權	5,000

右の場合は直接責任論者及大審院の所謂完済不能の状態なるが故債権者 B は其債権の辨済を有限責任社員乙に請求したるに乙は出資義務の限度に於て五〇〇〇圓を辨済し且つ會社に對する求償權を以て出資義務と相殺するときは左の如し

負債者 A	5,000	現物	5,000
負債者 B	1,000		

即ち前に一萬圓の債務超過なりしものが乙の辨済後にも依然として一萬圓の債務超過なるのみならず債権者 B が單獨に五〇〇〇圓の辨済を受くるによりて A の分配額を減少すべし A は前には十萬圓の十一分の五を受け得られたるに乙の履行後は五萬圓の六分の五を受くるに止まる知るべし有限責任社員に第六十三條を適用するも債権者全體としての状態は何等改善せらるゝ所なきのみならず反て債権者間に不公平なる結果を生ずべし之に反し無限責任社員に對しては A B 何れも全額を請求するを得るを以て右の場合に甲が A 及び B に全額の履行を爲したるときは左の如くなるべし

甲(求償權)	6,000	現物	5,000
--------	-------	----	-------

即ち知るべし A B の債権を甲の求償權と化し従て A B の被るべかりし損失を悉

く無限責任社員甲に轉嫁し得たることを右の如く有限責任社員に第六十三條を準用するも之に依りて債權者の利益を保全するに足らず又之に依りて有限責任社員が會社に出資し會社より債權者に辨濟し或は會社債權者が間接訴權に依りて會社の社員に對する出資請求權を行使するが如き手数を省くを得るが如しと雖も之を以て敏捷なる一二の債權者を利して他の債權者を害し結局債權者間に不公平なる結果を生ずるの弊を償ふに足らざるなり

右の如く有限責任社員に付き直接責任説を採るときは幾多の疑問と不公平なる結果とを生ずべきが故商法が第六十三條を有限責任社員に準用するの精神なりとすれば之に關する相當規定を設けて右の結果を排除すべかりしなり然るに之を爲さざりしは即ち第六十三條を有限責任社員に準用せざる精神なりと解すべきなり

之を要するに商法第六十三條は單に直接責任のみを規定したるに非ずして直接且無限の責任を規定したるものなり即ち商法は第六十三條を適用すべき社員を無限責任社員と稱し同條の適用なき社員を有限責任社員と稱するなり換言すれ

ば第六十三條は不可分的に無限責任社員の特質を成すものにして其一部を割きて之を有限責任社員に適用すべきものに非ず斯の如く有限責任社員とは第六十三條の適用なき社員を云ふものにして従て其責任は間接且つ有限なり此點に於て株主の責任と其性質を同じふす然らば株主に付きては第四百四十四條の規定あるに有限責任社員に付き此規定なきは何故なりやと云ふに第四百四十四條は株主は會社に對し損失分擔其他株金以上の義務を負はざることを明かにしたるものなるも合資會社の有限責任社員に對しては定款を以て出資額以外の義務を負はすを妨げざるを以て右の如き規定を設けざるなり従て有限責任社員の會社に對する義務は必ずしも出資額に限らるゝものと云ふを得ず即ち有限なりと云ふを得ず故に有限責任なる文字に拘泥せず單に商法第六十三條を適用せざる社員を以て有限責任社員なりと解して可なり